

緑の保全・創造のための財源確保に向けた税制活用方策一覧

1 標準税率が採用されている既存法定普通税への超過課税（徴税コストが少ない）

案	標準税率 (H18 決算額)	メリット	デメリット
個人市民税	均等割 3千円 (50億円)	<ul style="list-style-type: none"> 緑の保全・創造の受益は広く市民に及ぶことから、市民が広く同額で負担する方法は理解が得られやすい 他県の森林関係税において広く採用されている 	<ul style="list-style-type: none"> 同額負担は低所得者ほど所得に占める負担割合が大きくなるため、負担額が大きくなると、逆進性の問題が出てくる
	所得割 6% (2652億円)	<ul style="list-style-type: none"> 比較的大規模な税収が得られる 逆進性問題が生じない <p>（神奈川県が所得割超過課税を含んだ水源税素案を県会に当初説明した際は1人あたり平均負担額が2,600円（総額104億円）と規模が大きかった）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緑の保全・創造の受益が所得に比例するとの説明が必要
法人市民税	均等割 5万～3百万円 (107億円)	<ul style="list-style-type: none"> 緑の保全・創造の受益は広く法人にも及ぶことから、法人が規模に応じて広く一定額で負担する方法は理解が得られやすい 他県の森林関係税において広く採用されている 	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県が法人を対象外とした際は、報道によると「法人といっても大部分は零細だ」として理解を示す議員が多かったとされている
	法人税割 12.3～14.7% (550億円)	<ul style="list-style-type: none"> 比較的大規模な税収が得られる 	<ul style="list-style-type: none"> 緑の保全・創造の受益が所得に比例するとの説明が必要 資本金10億円以上の法人に対しては既に制限税率上限まで超過課税を行っており、それ以外の法人しか対象にできない
固定資産税 (土地・家屋・償却資産)	1.4% (2568億円)	<ul style="list-style-type: none"> 環境を維持・促進する公共サービスの便益は地価に反映されるとの考え方もある 緑の保全・創造に向けた固定資産税軽減の原資として考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> 緑の保全・創造の受益が固定資産の評価額に比例するとの説明が必要

2 法定外税の創設（徴税コストがかかる）

案	メリット	デメリット
緑減少の直接の原因者（開発業者等）に負担を求める税	<ul style="list-style-type: none"> 市民に広く負担を求める以上、緑減少の直接の原因者にも応分の負担を求めるべきという考え方は理解が得られやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 開発業者向けには、関係局において新たな土地利用規制が検討されており、重ねて税負担まで求めるのは現実的でないと指摘を受けている

*都市計画税は、都市計画事業に充てるための目的税であり、制限税率上限で課税しているため、対象外。